

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第27号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設計内容説明書) 第11条 [略]	(設計内容説明書) 第11条 [略] <u>(規模の基準)</u> 第12条 省令第4条第1号に規定する所管行政庁が別に定める <u>面積は、55平方メートルとする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成24年 5月 1日から施行する。
- この規則による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第12条の規定は、この規則の施行の日以後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定の申請について適用し、同日前にされた同条第1項から第3項までの規定に基づく認定の申請については、なお従前の例による。